

# ともに暮らし、 ともに働く

「障害のある人の「働くこと」を考える」



問い合わせ先 地域福祉課（☎43-7148）

昨年4月から、障害者雇用義務の対象に精神に障害のある人が加わり、同時に法定雇用率も変わるなど、障害のある人の就労が注目されています。

府中市では、障害のある人が自身の持てる力を活かして働き、地域で自立した生活を送ることができるよう、サポート体制の充実に目指しています。

今回は、株式会社北川鉄工所を取材し、ともに働く環境を聞きました。採用担当者は、「地元や社会に貢



株式会社北川鉄工所  
谷本信子さん

7人が一緒に働いているので、協力して働けるところが良いと思います。

事務所の人が「きれいにしてくれてありがとう」と言ってくれるので、やりがいを持ってできています。決まった時間に休憩があるので、休むようにしています。掃除をしたところが、きれいになると気分もスッキリします。



株式会社北川鉄工所  
総務部庶務課 係長 胡子浩二さん

会社のみんなで気に掛けて、ともに働ける環境づくり

ですが、たまに掃除をするごとに集中しすぎることもあったので、気を付けてあげないといけないと思っています。何度も話をする中で、どのような配慮が必要なのか、だんだんと分かるようになってきました。

暑い日以外で作業をして

庶務課で働く障害者の人は7人おられます。週休2日で、就業時間はさまざまですが、1日6～8時間です。毎朝、作業開始前にミーティングをし、表情を見て体調や気持ちの変化がないか確認するようにしています。また、その日の作業の予定を確認したり、「あの場所が汚れていたから、そこから始めよう」などと、みんなで情報を共有する場にもなっています。さらに、けがのないように、危険箇所なども話に出ます。

谷本さんは、自分の範囲でなくても、率先して清掃作業をしてくれ、非常に助かっています。7人の中で、一番長く働いてくれていま

いる別の障害者の人を見かけた職員が「帽子をかぶっていないかったよ」と教えてくれたり、いろんな職員が、自然と気に掛けてくれます。危険な作業はできないので、ある程度できる作業は限定されています。また、メインの清掃作業以外でも本人が希望する作業があれば、できるようにしてあげたいと思っています。そうした環境づくりや人間関係ができているのも、7人が働けている理由であると思っています。また、新たに就職した人には、みんなとコミュニケーションを取って、話ができる環境を整えていくことを第一に考えています。

## ワークショップ・コンパス

相談・問い合わせ先（☎44-6605）

障害のある人の就職へ向け、必要なスキルの獲得を支援し、職場開拓や就労後の職場への定着支援を行っています。職場定着ができない大きな原因は、職場におけるコミュニケーション能力、マナー、ルールが身につけていないことなどと考えています。これらを改善し、就職のための準備や訓練を行っています。見学や体験は随時受け付けています。

※府中市内で、就労支援をしている事業所の一覧を、市のホームページに掲載しています。

## 東部地域障害者就業・生活支援センター

相談・問い合わせ先（☎46-2636）

障害のある人の「働くこと」を支援し、就業面と生活面を一体的にサポートする相談支援機関です。「働きたいけど自信が無い…」、「今働いている仕事が上手くできない…」など、就労や生活の話聞き、センター窓口での面談や職場訪問・家庭訪問などにより解決への糸口を一緒に考えます。お気軽に相談してください。

## 住家が被災した場合 福祉医療の所得条件 がなくなりました

7月の豪雨災害を受け、被災者の生活復旧支援のため、被災状況により設けていた、所得条件をなくすことになりました。昨年の7月豪雨災害の被災者も対象になります。

それぞれの福祉医療制度の対象を全て満たした上で、次の所得制限適用除外要件に該当する人は、所得に関わらず受給者証を交付します。申請してください。

**所得制限適用除外要件の対象** 住家が全壊・半壊・全焼・半焼またはこれに準ずる被災をした人  
**申請期限** 被災した日から5年以内  
**受給者証の有効期限** 被災した日から1年を経過した月の翌月末まで

### 有効期限の例

▽事由発生日が平成30年7月6日の場合：平成30年7月6日（平成31年8月31日）  
持参するもの 被災証明書または被災状況を認める書類、受給対象者の健康保険証、印鑑

### 申請・問い合わせ先

- ▷重度心身障害者医療…地域福祉課（☎43-7148）、上下支所市民生活係（☎62-2114）
- ▷ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療…女性こども課（☎43-7139）、上下支所市民生活係（☎62-2114）

平成30年4月の被災から福祉医療受給者証の交付対象を拡大

## 重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、乳幼児等医療費受給者証

### 福祉医療の制度

府中市で実施している福祉医療の受給者証を医療機関で提示すると、医療費の一部を市が助成するため、窓口負担が軽減される制度です。本人、配偶者および扶養義務者に一定以上の所得がないことなどが必要です。

| 助成制度名     | 対象                                                                         | 窓口負担               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 重度心身障害者医療 | 身体障害者手帳1～3級または療育手帳④、A、⑤を持っている人                                             | 医療機関ごとに1日当たり200円まで |
| ひとり親家庭等医療 | ▷18歳までの子どもを養育している配偶者のいない父または母とその子ども<br>▷父母のいない18歳までの子ども<br>※18歳になる年度末まで対象。 | 医療機関ごとに1日当たり500円まで |
| 乳幼児等医療    | ▷15歳までの子ども<br>※15歳になる年度末まで対象。                                              | 医療機関ごとに1日当たり500円まで |

※保険適用外の治療は自己負担となります。1つの医療機関の受診が通院で月4日、入院で月14日を越えるとそれ以降は、食費・容器代などを除く窓口負担が無料となります。